

日本臨床腫瘍学会会員各位

日本臨床腫瘍学会(JSMO)においては、利益相反管理として、2015年1月以降、「ガイドライン委員会・教育委員会・利益相反問題管理委員会・倫理委員会・保険委員会(2015年8月より追加)」の4委員会への就任に際し、個人の医業収入以外の収入の上限を「1社あたり年間300万円」(旧基準)してきました。

2017年4月より、JSMOもその分科会である日本医学会より、「診療ガイドライン策定参加資格基準ガイドンス」が公表され、Clinical Practice Guideline (CPG)統括委員会、CPG策定委員会、システムティックレビューチームの参加資格として、表1にある基準額が推奨されております。

JSMOにおきましても、次回選挙後から上記4委員会およびガイドライン策定者、教育講演等の演者委嘱について、表1の基準(新基準)を踏襲することといたしました。また、その際に過去3年間のCOIが審査されますが、委嘱の可否の基準につきましては、表2のように段階的に新基準を適応していきたいと考えております。ただし、今後策定していくガイドライン(2017年4月時点で委員が決定されていないものを含む)の策定委員については、新基準にて委嘱の可否を判断させていただきます。

JSMOでは、確定申告に合わせて毎年のCOIを調査させていただいておりますが、2018年以降も学会の円滑な活動のためにも、COI状態の回避をお願いいたします。

表1 CPG統括委員会、CPG策定委員会、システムティックレビューチームに参加する者の資格と項目別基準額

(日本医学会 診療ガイドライン策定参加資格基準ガイドンス)

COI	申告項目	開示基準額	金額区分①	金額区分②	金額区分③
就任資格条件					
	委員就任*1 CPG策定委員長(副委員長)		可能 可能	可能	
個人収入	4. 講演料	50万円/企業/年	50万円 ≤ <100万円	100万円 ≤ <200万円	200万円 ≤
	5. パンフレットなど執筆料	50万円/企業/年	50万円 ≤ <100万円	100万円 ≤ <200万円	200万円 ≤
	6. 受入れ研究費	100万円/企業/年	100万円 ≤ <1000万円	1000万円 ≤ <2000万円	2000万円 ≤
	7. 奨学寄附金	100万円/企業/年	50万円 ≤ <500万円	500万円 ≤ <1000万円	1000万円 ≤
	9. その他の報酬(接遇)	5万円/企業/年	5万円 ≤ <20万円	20万円 ≤ <50万円	50万円 ≤
組織COI*2	6. 受入れ研究費	1000万円/企業/年	1000万円 ≤ <2000万円	2000万円 ≤ <4000万円	4000万円 ≤
	7. 奨学寄附金	200万円/企業/年	200万円 ≤ <1000万円	1000万円 ≤ <2000万円	2000万円 ≤

*1: CPG統括委員会、CPG策定委員会、システムティックレビューチーム

*2: 組織COI: 所属する講座または部門の長が受け入れている場合の金額区分(企業/年)

表2 2017年以降のCOI審査基準

審査年	申告すべきCOI(該当年)						
	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020
2017	旧	旧	旧				
2018		旧	旧	旧			
2019			旧	旧	新		
2020				旧	新	新	
2021					新	新	新

参考資料

診療ガイドライン策定参加資格基準ガイダンスより引用

7. CPG 策定委員会の長の責務

CPG 公表時には、その時点で前年に遡って過去3年間の策定参加者ごとの所属・職名とCOI状態について、ガイドライン統括委員会、ガイドライン策定委員会、システマティックレビューチームに分類し、所定の様式（表2）にて、CPG本文の前か、末尾に記載し公開しなければならない。

診療ガイドライン統括委員会参加者のCOI開示									
参加者名 (所属、職名)	顧問	特許有・利益	特許使用料	講演料	原稿料	研究費	寄附金	寄附講座	その他
東京女子 医科大学 教授		A製薬			B製薬 D製薬	A製薬	C製薬	B製薬 E製薬	
東京太郎 T大学 准教授		F製薬			B製薬 D製薬	A製薬 H製薬	C製薬	G製薬	

診療ガイドライン策定委員会・システマティックレビューチーム参加者のCOI開示									
参加者名 (所属、職名)	顧問	特許有・利益	特許使用料	講演料	原稿料	研究費	寄附金	寄附講座	その他
大阪梅子 M病院 部長					C製薬 D製薬 E製薬	H製薬	B製薬		
大阪次郎 O大学 教授					A製薬 A製薬 F製薬	B製薬 C製薬 B製薬	G製薬 H製薬		

表2 診療ガイドライン策定参加者のCOI開示記載例

また、診療ガイドライン策定に要した資金がどこから拠出されたかを当該ガイドライン策定参加者のCOI開示とともに公開しなければならない。すなわち、CPG公表時、前年に遡って過去3年間分について、1)分科会の事業活動（学術講演会など）に関連して、資金（寄附金等）提供が行われた企業名、2)当該診療ガイドライン策定に関連して、資金（労務を含む）提供が行われた企業名を所定の様式（表3）にて記載しなければならない。

1)分科会の事業活動に関連して、資金(寄附金等)を提供した企業名
A製薬 B製薬 C製薬 D製薬 E製薬 F製薬
2)診療ガイドライン策定に関連して、資金を提供した企業名
C製薬 E製薬 F製薬

表3 診療ガイドラインを策定する当該分科会のCOI開示（例）

CPG 推奨をメディアにて広報する場合、策定参加者のCOI状態を公開するものとする。特に、企業関連の広報冊子や商業誌等への掲載についても、同様に対応すべきである。